

令和9年度 保育所等入所案内



入所申込案内
各種申請様式



町内保育施設
一覧



町内保育施設
空き状況



吉岡町役場 健康福祉課 子育て支援室

0279-26-2248(直通)

－保育所等入所案内 目次－

1	保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	保育の必要性の認定について・・・・・・・・	P 1
2-1	保育の認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2-2	保育を必要とする事由と認定期間・・・・・・・・	P 2
2-3	保育時間の認定区分・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	保育施設への申し込み方法（2号・3号認定）について	P 3
3-1	入所申込みが出来る児童・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3-2	保育所等の見学について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3-3	申込みスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3・4
3-4	申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3-5	申込みの際の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5・6
4	入所の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
4-1	入所について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
4-2	利用調整方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
4-3	入所結果のお知らせについて・・・・・・・・	P 7
4-4	入所の取消（辞退）をする場合・・・・・・・・	P 7
5	退所について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6	広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
6-1	1号認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
6-2	2号・3号認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
7	保育料等について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
7-1	保育料完全無償化・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
7-2	副食費免除・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
8	町内保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
9	その他の事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10・11
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12～14
10-1	申込書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12・13
10-2	就労証明書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14

1 保育施設について

保育所	児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産等の理由で、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。 <u>「友だちをつくるため」、「小学校入学準備のため」、「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したいため」等の理由だけでは、入所することはできません。</u> また、入所後であっても、児童を家庭で保育できるようになれば退所することになります。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。 児童を家庭で保育できない場合は、保育所と同様に、保育施設としての入所ができます。 保育を必要としない3歳以上の児童については、幼稚園部分(教育施設)としての利用ができます。

2 保育の必要性の認定について

2-1 保育の認定

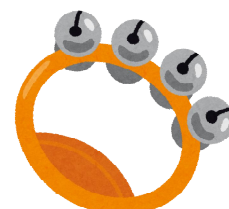
保育所や認定こども園等を利用するためには、町へ申請を行い、認定を受けていただく必要があります。認定された区分に応じた施設が利用できます。

認定区分	保育を必要とする事由	年齢	利用できる主な施設	申込先
1号認定	不要	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	施設へ直接申請
2号認定	要	3歳～就学前	保育所・認定こども園	町へ申請
3号認定	要	3歳未満		町へ申請

年齢については各年度4月1日における年齢です。年度内に誕生日を迎えても、その年度は4月1日における年齢で〇歳児となります。

●令和9年度 クラス年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和8年4月2日～令和9年4月1日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日



2-2 保育を必要とする事由と認定期間

保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けるには、保護者が下記のいずれかの事由に該当することが条件となります。事由により認定期間が定められています。

保育を必要とする事由		
就労 外勤・自営・農業・内職等	月間 64 時間以上就労しているため(例:週4日、1日4時間) 家庭外労働:家庭の外で仕事をしているため 家庭内労働:家庭で家事以外の仕事をしているため	
妊娠・出産	出産の前後のため	
	認定期間	産前産後2か月。出産月含め計5か月。
保護者の疾病・障がい	病気、けが、心身に障がいがあるため	
介護・看護等	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護・看護しているため	
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害に遭い、その復旧にあたっているため	
求職活動	求職活動中である(起業準備を含む)ため	
	認定期間	3か月 (入所後3か月以内に就労証明書の提出が必要です。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退所となります。)
就学	学校等に通学または職業訓練等を受講しているため	
世帯の特殊事情	虐待やDVを受けている、家庭での養育が困難または不適當等の場合 (公的機関の発行する証明が必要)	

2-3 保育時間の認定区分

2号・3号が認定された場合、保育を必要とする事由や就労時間等により保育時間を認定します。保育時間には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。どちらの区分も利用時間を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が発生します。延長保育料については、各保育施設にお問い合わせください。

区分	利用時間	要件
標準時間 認定	1日あたり 最大11時間	A 父母ともに月間120時間以上の就労 B 父母が月間120時間以上の就労か、疾病・介護または就学 C 父が月間120時間以上の就労、母が産前産後 D 常態的に送迎等が間に合わない申請があり、認められた場合
短時間 認定	1日あたり 最大8時間	E 父母どちらか、または双方が月間64時間以上120時間未満の就労 F 父母どちらか、または双方が求職中(就労時間が64時間未満含む) G 保護者が短時間認定を希望した H 保護者が育児休業中に在園を希望した(2年以内)

3 保育施設への申込み方法(2号・3号認定)について

3-1 入所申込みが出来る児童

以下の全てを満たす方が申込みをすることができます。

- ①保護者・申込児童が吉岡町に居住し、住民登録をしていること、
または入所希望月の1日までに吉岡町に転入予定であること。
- ②保育施設で集団保育を行う上で、支障のない児童であること。
- ③同居の方全員(60歳未満の方)が、「保育を必要とする事由(P2)」に該当すること。



3-2 保育所等の見学について

町内の保育所等では、全ての施設が見学の受け入れを行っております。各施設の状況をご理解いただく上でも大切な機会となりますので、ご希望の施設に直接お申し込みください。

3-3 申込みスケジュール

①一斉申込

令和9年4月1日から入所を希望または産休・育休明けで年度途中からの入所を希望する方

	一斉申込	一斉申込の3日間に 都合のつかない方
申込期間	令和8年9月 8日(火) 9日(水) 10日(木)	令和8年9月11日(金) ～9月30日(水) (土日祝日を除く)
申込時間	午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分	午前8時30分～午後5時15分
申込場所	子育て支援室 (保健センター内 集団検診室)	子育て支援室 (保健センター内)



結果通知 本承諾・仮承諾(※)・不承諾	令和8年12月下旬に申請者に送付します。
-------------------------------	----------------------



入所案内	令和9年1月下旬以降、保育施設から申請者に案内が送付されます。
-------------	---------------------------------

結果通知 ※仮承諾の場合は、別途 本承諾通知を送付します。	令和9年4月1日入所 : 令和9年3月中旬以降に送付します。 令和9年5月1日以降の入所: 入所予定月の前月に送付します。
--	--

令和8年9月30日(水)で締め切りますので、令和9年4月～令和10年3月の入所を希望される方は、必ずお申し込みください。 令和8年10月1日(木)から、令和9年1月31日(日)までは、審査等の期間となるため新年度入所の申込みはできません。

②随時申込

一斉申込をしていない方や年度途中で入所が必要になった方

申込みは、令和9年2月1日(月)から受付開始となります。年度途中の保育施設の空き状況については、町のホームページで公表しています。

申込締切	入所希望月の前月10日(10日が土日祝日の場合はその前開庁日)
申込場所	子育て支援室(保健センター内)



結果通知	入所希望月の前月20日前後に通知します。
------	----------------------



入所手続	保育施設と直接調整を行ってください。
------	--------------------

3-4 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書

(以下「申込書」、児童1人につき1枚)

②保育を必要とする事由を証明する書類

保護者の状況	証明書類等	備 考
会社等で就労している方 (就労内定者を含む)	就労証明書(指定の様式) ※発行から3か月以内のもの	就労先の証明が必要です。
自営業主・自営業協力者・ 農業従事者の方		就労者の就労状況をよく知る方 (親族以外)の証明が必要です。 就労の事実が分かる書類を提出 することで証明に代えることが出 来ます。
出産前後の方	母子健康手帳の写し	出産予定日を確認します。
病気、けが、心身に障がい を有している方	診断書または 障害者手帳等の写し等	診断書は病名や症状のほかに家 庭保育が困難である旨の記載が 必要です。
同居親族を常時介護・看護 している方	看護(介護)申立書 (指定の様式)	診断書、介護保険証または障害者 手帳等の写し等が必要です。
就学している方	在学証明書または 講座の受講証の写し等	時間割等の就学時間が分かる書 類も一緒にご提出ください。
求職活動中の方	求職活動状況申出書 (指定の様式)	入所後3か月以内に就労証明書 の提出が必要です。
吉岡町に転入予定の方	住宅売買契約書もしくは アパートの賃貸契約書の写し等 または転入誓約書	保育を必要とする事由を証明す る書類と一緒にご提出ください。

※指定の様式は、町のホームページよりダウンロードできます。

3-5 申込みの際の注意点

- 母子健康手帳発行後であれば、出生前でも申込みができます。
- 入所申込みは先着順ではありません。入所待ちをしている期間の長さは利用調整には影響しません。
- 利用調整については、申込期間内に提出された書類に基づき審査を行います。証明内容を変更する場合は、申込期間内のみ受け付けます。書類に不備のある場合は入所利用調整の対象となりません。
- 申込み内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定の取消しまたは退所となる場合があります。現在の状況を正確にご記載ください。また、申込み後に申込み内容に変更があった場合は、必ずご連絡ください。
- 提出された書類で内容の確認ができない、もしくは疑義のある場合は追加資料の提出依頼や、就労先等への電話等による調査を行うことがあります。
- 複数の就労先の就労時間を合計して64時間以上となる場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。
- 月の就労時間が64時間未満の場合は求職活動と同じ扱いとなります。申込みの際には「求職活動状況申出書」を提出してください。
- 求職活動(起業の準備を含む)での認定期間は、入所日から3か月です。継続して保育施設を利用するには、入所月を含めて3か月目の末日までに保育を必要とする事由を証明する書類を提出する必要があります。
- 育児休業中は保育を必要とする要件に該当しませんので、その間は入所できません。既に保育施設へ入所しているお子さんの保護者が育休を取得する場合、入所しているお子さんは原則として産後期間終了後、退所となります。ただし、出産日から2年以内に復職を予定されている方は、その期間も継続して入所を認める場合があります。
- 就労開始日が決定している方については、就労開始日が月の前半(15日まで)であれば前月の1日、後半(16日以降)であれば当月の1日からの入所を希望することができます。新しい環境に無理なく慣れるため、入所当初は保育時間を短縮する「慣らし保育」を実施する場合があります。慣らし保育は入所月からの利用となります。(4月1日入所の場合、3月からの慣らし保育はありません。)慣らし保育の期間は2週間を目安としますが、施設や児童の状況により異なる場合があります。

- 復職とは、育児休業を取得している在籍中の就労先に復職して就労を開始することをいいます。育児休業終了時に就労先を退職(転職を含む)した場合は、内定取消または退所となる場合があります。
- 入所内定・決定後、自己都合(育休の延長等)による入所日の変更はできません。その場合、既に決定している保育施設を辞退し、改めて申込みが必要となります。ただし、申込み時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日のずれ、児童の病気等により入所日に変更が生じる場合には、入所予定施設との調整を行いますので子育て支援室にご相談ください。
- 育児休業を取得・延長する条件として、ハローワークや就労先において、復職のために保育施設の利用申込みをしたにもかかわらず、利用できていないことを確認する場合があります。このため、申込み前に申込書をコピーしておくほか、入所できていないことの証明書(不承諾通知書)を保管してください。また、証明を希望する月(満1歳に達した日の属する月等)における不承諾通知書は、該当月の利用申込み受付期限までに申込書の提出がない場合や、利用調整の結果、内定となった場合は発行できませんのでご注意ください。なお、内定後に入所を辞退した場合は、育児休業の延長が認められない可能性がありますので、ご注意ください。
※育児休業制度および育児休業給付金に必要な手続きについては、就労先またはお近くのハローワークへお問い合わせください。
- 転園の申込みをした場合、現在利用している保育所等は、転園先の保育所等の利用が内定とならない限り、引き続き利用することができます。転園が内定した場合は、それまで利用していた保育所等は、内定した月の前月末をもって退所となります。
- 第一希望のみを記載され、利用調整の結果不承諾となった場合、他の施設に空きがあっても入所不可となります。ご希望がありましたら、必ず第二、第三希望まで記載してください。ただし、入所が決定した場合に通所ができる施設のみを記載するようお願いします。
- 吉岡町へ転入予定の方の申込みについては、下記のとおり取り扱います。ただし、住所異動日(吉岡町に住み始める日)が、下記の日程を超えて延びた場合、内定取消しとなります。
【一斉申込】令和9年3月31日までに転入手続きが完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、利用調整は吉岡町民と同等に扱います。
【随時申込】入所希望月の1日までに転入手続きが完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、利用調整は吉岡町民と同等に扱います。

4 入所の決定について

4-1 入所について

保育所等における受け入れ数に対して、申込者数は毎年定員を超えており、申込みをしていただいた全てのの方が希望の月、希望の保育所等に入所できるとは限りません。定員を超える申込みがあった場合は、利用調整により保育の必要性が高いと認められる順に入所が決定します。希望保育施設に内定しない方がいる一方で、内定を受けたにもかかわらず辞退する方が例年多数見受けられます。内定を辞退されますと、他の保護者への利用の案内ができず、また、保育施設に空きが生じることもある等、様々な影響を及ぼす場合があります。一人でも多くの方が希望の保育施設を利用できるよう、申込みにあたっては十分にご検討いただき、通所可能かつ利用意思のある施設のみを希望されますようお願いいたします。

4-2 利用調整方法

申込書及び保育の必要性を証明する書類等を基に点数化し、点数が高い順に入所を決定します。利用調整は、第一希望、第二希望、第三希望の順に行います。

4-3 入所審査結果のお知らせについて

◎一斉申込における入所承諾通知、不承諾通知、仮承諾通知(転入されていない方)を令和8年12月中に送付します。

なお、承諾内容(入所の時期(月)や保育施設等)を変更することはできません。

◎仮承諾の方(転入されていない方)の入所本承諾通知の送付時期については以下の通りです。

- ・令和9年4月1日入所の方：転入を確認後、令和9年3月中旬以降に送付します。
- ・令和9年5月1日以降の入所の方：転入を確認後、入所予定月の前月に送付します。

4-4 入所の取消(辞退)をする場合

仮承諾が出ている方は、「保育所等利用申込取下書」を子育て支援室に提出してください。

本承諾が出ている方は、入所予定の保育施設に必ず連絡し、「保育所等利用申込取下書」を子育て支援室に提出してください。

5 退所について

吉岡町外への転出や家庭で保育できるようになったこと等を理由に保育施設を退所する場合は、「退園届」を子育て支援室に提出してください。

現在、入所・退所については、毎月1日が基準となります。

また、「休所」という制度はありませんので、長期でお休みすることが分かっている場合等は退所していただくことになります。



6 広域入所について

6-1 1号認定

ご希望の施設に直接お申し込みください。施設から内諾を得た後、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を子育て支援室に提出する必要があります。

6-2 2号・3号認定

①吉岡町民が吉岡町外の保育施設の利用を希望する場合は、子育て支援室へお問い合わせください。なお、希望する保育所等が所在する自治体によって、入所要件や受付期間・方法等が異なり、自治体が定める要件に当てはまらない場合は申込みができません。

②吉岡町外在住の方が吉岡町内の保育施設の利用を希望する場合は、住民票がある自治体の保育担当課にお問い合わせください。なお、入所利用調整は吉岡町民を優先しており、可否結果通知の出る時期が町内在住の方より1～2か月程度遅くなる場合があります。

7 保育料等について

7-1 保育料完全無償化

令和5年4月から保育料は完全無償化となりました。吉岡町に住民登録のある児童の世帯における保育料は無償です。なお、施設で保護者様から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費(主食費・副食費)、行事費等)については、引き続き保護者様にご負担いただきます。

7-2 副食費免除

副食費(おやつ代等)は、1号及び2号の児童に対して月額約5,100円を施設で徴収していますが、下記の条件を満たす世帯が免除となります。免除の対象となる世帯には町から通知を送付します。

●副食費の免除対象の範囲

が副食費免除対象です。

1号及び2号(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯)認定				2号認定(左記以外の世帯)		
市町村民税所得割	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満			年齢要件 無			年齢要件 無
57,700円以上 77,101円未満				5,100円		年齢要件 有
77,101円以上	5,100円		年齢要件 有			

※第3子以降の要件

1号(77,101円未満)：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

1号(77,101円以上)：年齢要件有【3歳～小学校3年生までの間にいる第3子】

2号(57,700円未満)：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

2号(57,700円以上)：年齢要件有【0歳～小学校就学前までの間にいる第3子】



8 町内保育施設について

延長保育～病後児保育までの説明については、P10【9 その他の事業について】をご確認ください。

区分	施設名	住所 電話番号	定員	受入 年齢	開所時間（平日）		開所時間（土曜日）		備考
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	
私立 保育所	吉岡町 第一保育園	上野田 331-1 54-7125	155	生後 6 か月 ～ 5 歳児	7:00～ 18:00 (19:00)	8:15～ 16:15	8:00～ 16:30	8:15～ 16:15	延長保育 (18:00～19:00)
私立 保育所	吉岡町 第二保育園	北下 249 54-5312	130		7:30～ 18:30	8:15～ 16:15	8:00～ 16:30	8:15～ 16:15	
私立 保育所	吉岡町 第三保育園	大久保 3541-1 54-1121	140		7:00～ 18:00 (19:00)	8:15～ 16:15	7:30～ 16:30	8:15～ 16:15	延長保育 (18:00～19:00)
私立 認定 こども園	吉岡町 第四保育園 ※1	漆原 813 54-4708	240		7:00～ 18:00 (19:00)	8:15～ 16:15	8:00～ 16:30	8:15～ 16:15	延長保育 (18:00～19:00)
					1号認定 8:00～14:00		1号認定 -		病後児保育
私立 保育所	吉岡町 第五保育園	大久保 1204-8 54-2605	140		7:30～ 18:30	8:15～ 16:15	8:00～ 16:30	8:15～ 16:15	
私立 認定 こども園	幼保連携型 認定こども園 駒寄幼稚園	漆原 953-1 54-7144	225	生後 10 か月 ～ 5 歳児	7:00～ 18:00 (19:00)	8:30～ 16:30	8:30～ 16:30	8:30～ 16:30	延長保育 (18:00～19:00)
					1号認定 8:30～14:30		1号認定 -		病後児保育
私立 小規模 保育事業	吉岡きどの 保育園 (仮称)※2	南下 664-3 吉岡町城山 みはらし公園 東駐車場前 (建設中) 54-6543 (開設準備室)	19	生後 3 か月 ～ 2 歳児	7:30～ 18:30 (19:00)	8:15～ 16:15	8:00～ 17:00	8:15～ 16:15	延長保育 (18:30～19:00) 連携施設 吉岡町第一保育園 吉岡町第二保育園 吉岡町第三保育園 吉岡町第四保育園 吉岡町第五保育園

◎短時間認定を受けた方が各施設の短時間保育の時間を超えて利用する場合は、延長保育料が発生します。

◎一日の保育スケジュールは、施設により異なりますので入所を希望する保育施設に直接お問い合わせください。

※1 吉岡町第四保育園は令和9年度より認定こども園に移行予定です。

※2 吉岡きどの保育園(仮称)は令和9年度より開設予定です。

9 その他の事業について

9-1 子ども・子育て支援事業等実施保育所等一覧

実施事業名	実施施設名	事業内容	
延長保育事業	吉岡町第一保育園 吉岡町第三保育園 吉岡町第四保育園 駒寄幼稚園 吉岡きどの保育園	11時間の開所時間を超えて児童を保育する事業です。延長保育の利用は、入所決定後、保育施設との相談の上、決定となります。 利用料金:1回 300 円 1月 3,000 円	
一時預かり事業	全 保 育 施 設	育児疲れ解消、急病、断続的勤務及び短時間勤務等に伴い一時的に保育を必要とする場合、児童をお預かりし保育を行う事業です。 対象児童:保育所等に通園していない乳幼児 申 込 先:保育施設に直接お申し込みください。 利用料金:1日 2,000 円	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	吉岡町第四保育園 (いちょうクラブ)	在宅で子育てをしている方やこれからお父さん・お母さんになる方等を対象に親子で遊んだり、子育てについて学ぶ事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。 開所時間:月～金 9:00～15:30(12:00～13:00 は除く。) 土 9:00～12:00	
預かり保育事業	駒 寄 幼 稚 園	1号認定(教育部分)の児童を通常の預かり時間を超えて保育する事業です。あらかじめ保育の必要性の認定を受けた場合、利用料については国基準の範囲まで無償化されます。 対象児童:1号認定の児童 利用申込先:施設に直接お申し込みください。 認定申請先:施設に事前確認の上、吉岡町にお申し込みください。	
病児対応型 病児保育事業	竹 内 小 児 科	病気の急性期にある児童を保護者に代わり保育や看護を行う事業です。	申 込 先:実施施設に直接お申し込みください。 利用料金: 1日1,500 円
病後児対応型 病児保育事業	吉岡町第四保育園 駒 寄 幼 稚 園	病気の回復期にあり集団保育の困難な児童を保育施設内に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。	

9-2 地域型保育事業

地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に保育を提供する事業です。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がありますが、吉岡町では、小規模保育事業のみ実施しています。

小規模保育事業は、0～2歳児を対象とした、定員6～19人の少人数で行う保育です。小規模の特性を生かした、きめ細かな保育を実施するものです。利用は2歳児クラス(3歳に達する年度末)までとなります。3歳児クラス以降も継続して保育を希望される場合は、連携施設またはその他保育施設に転園の申込みをする必要があります。

入所を希望される場合の申込手続きや利用調整については、保育所等と同様です。

9-3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

吉岡町に住民登録があり、保育所等に通っていない、生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を利用できる通園制度です。

利用にあたっては、事前に町へ申請し、乳児等通園支援給付認定を受けていただく必要があります。認定申請方法、実施施設、利用料金等については、時期により変更となる場合があるため、町のホームページをご確認ください。

実施事業名	実施施設名	事業内容
乳児等通園支援事業	吉岡町第一保育園 吉岡町第二保育園 吉岡町第三保育園 吉岡町第四保育園 吉岡町第五保育園 駒寄幼稚園	対象児童:保育所等に通園していない乳幼児 利用可能時間:こども1人当たり月10時間 利用申込先:「こども誰でも通園制度総合支援システム」から施設に直接お申し込みください。 利用料金:こども1人1時間当たり300円程度(施設ごとに異なります)

9-4 児童館

開所時間	利用方法	事業内容
10:00～17:00 (土曜日は 10:00～15:00) 日曜日・祝日・年末年始 (12/28～1/5)は、 休館日です。	入館自由 利用料無料	児童館は、遊びを中心とした活動で、児童の健康の増進と、情操を豊かにするための施設です。 年間を通じ、遊びや文化行事を中心に、さまざまな行事や教室を行っています。 また、母親クラブ等自主団体の活動の場として、保護者の集いの場所ともなっています。 児童館では、お子さんをはじめ、ご家族でも皆さんのご来館をお待ちしております。

10 その他

10-1 申込書(記載例)表面

様式第1号(第2条関係)

2,3号認定新規

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

吉岡町長 様

保護者氏名 吉岡 太郎

施設型給付費・地域型保育給付費

未出生での申請の場合、氏のみ記入し、
生年月日・性別は空欄にしてください。

次のとおり、施設型給付・地域型保育給付費に係る教育・保育支給

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな)	生 年 月 日			入所予定 クラス	性別	障害者手帳・ 療育手帳の 有無
	氏 名						
	よしおか じろう	令和 〇 年 〇 月 〇 日	0	☒ 男	☐ 有		
	吉岡 次郎	〇 年 〇 月 〇 日	〇	☐ 女	☒ 無		
保護者住所	(現住所)群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田〇〇〇番地						
	(令和8年1月1日の住所) ☐ 吉岡町内 ・ ☒ 吉岡町外 (前橋 市・区・町・村)						
連絡先電話番号	(父携帯) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (母携帯) 080 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇						
保育希望時間	☒ 標準時間 ・ ☐ 短時間						

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ。)
- ・標準時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月120時間以上(1日11時間までの利用を基本とする。)をいいます。
- ・短時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月64時間以上120時間未満(1日8時間以内の利用を基本とする。)をいいます。

①世帯状況

区分	氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	入所時※ ¹ の職業(勤務先)・ 学校名・保育所名等	個人番号(マイナンバー)※ ² 児童は記入不要
児童の 世帯員	吉岡 太郎	父	昭和〇〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女	会社員(〇〇会社)	000000000000
	吉岡 花子	母	平成〇〇 年 〇 月 〇 日	☐ 男 ☒ 女	パート(〇〇会社)	000000000000
	吉岡 花美	姉	令和〇 年 〇 月 〇 日	☐ 男 ☒ 女	〇〇保育園	
	吉岡 次郎	本人	令和〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女		
	吉岡 一郎	祖父	昭和〇〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女	自営業(農業)	000000000000
				年 月 日	☐ 男 ☐ 女	
生活保護の適用の有無		☐ 有 ☒ 無 (月 日保護開始)		家庭の状況		☐ ひとり親または在宅障害者がいる家庭 ☒ 左記以外

※¹ 入所時とは利用希望期間の期初のことをいいます。

※² マイナンバーを記入(提供)されない場合、番号制度による情報連携を行わないため所得課税証明書等の提供を求める場合があります。
また、情報連携を行い課税状況が取得できない場合についても同様です。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名		該当する場合、記入してください。
	第1希望	〇〇保育園	☒ 入所時※ ¹ にきょうだいが入所中
	第2希望	〇〇保育園	☐ 入所時※ ¹ にきょうだいが入所中
	第3希望	△△保育園	☐ 入所時※ ¹ にきょうだいが入所中
	第4希望以降を希望しますか		☒ 希望する ・ ☐ 希望しない

③保育の利用を必要とする理由等

◎保育事由		父(1)	・	母(1)
1 家庭外労働 : 家庭の外で仕事をするのが普通 通勤時間 父(片道 30 分) 母(片道 40 分) ☐ 父または母が単身赴任をしている (市・区・町・村)	2 家庭内労働 : 家事以外の仕事(自営業・酪農業等)			
3 母親の妊娠・出産 母子健康手帳NO. () 出産予定日 令和 年 月 日	4 疾病・障害			
5 病人の看護等 : 長期にわたる病人看護等	6 その他 : 求職中・就学中・家庭災害復旧中			

健康状態に特記事項がある場合は、必ず記入してください。※未出生での申請の場合、記入は不要ですが、出生後、健康状態にご心配がある場合はご相談ください。

現在の 保育状況	☐ 父または母が自宅で保育 ☐ 父または母が仕事をしながら保育 ☐ (父方・母方)が保育 ☐ その他 ()
健康状態	☐ 健康 ☒ アレルギー (内容:卵を摂取するとじんましんが出るため、卵を含む食品を完全除去している。) () ☐ 障害 (身体障害者手帳 _____ 級・療育手帳 _____ 級・特別児童扶養手当 _____ 級) ☐ その他 ()

現在の 保育状況	☒ 保育所等に入所中 (保育所名: 〇〇保育園) ☐ (父方・母方)の祖父母が保育
	☐ 保育所等に申込中 (保育所名:) ☐ その他 ()

祖父母の状況		不存在	氏名	年齢	住所(市区町村まで)	就労状況等
父方	祖父	☐	吉岡 一郎	60	吉岡 市・区・町・村	☐ 外勤 ☒ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)
	祖母	☒			市・区・町・村	☐ 外勤 ☐ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)
母方	祖父	☐	群馬 太郎	62	前橋 市・区・町・村	☒ 外勤 ☐ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)
	祖母	☐	群馬 花子	61	前橋 市・区・町・村	☐ 外勤 ☐ 自営・農業 ☒ 無職(健康・病気)

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(算定対象者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、希望施設に対し本申込書の内容、保育に関する情報及び就労証明書の内容の提供をすること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費について特定教育・保育施設等に対し提示することに同意します。

保護者署名 吉岡 太郎

10-2 就労証明書(記載例)

就労証明書

吉岡町長 宛

記載例

証明日 西暦 2026 年 9 月 1 日
事業所名 ○○会社
代表者名 群馬 太郎
所在地 北群馬郡吉岡町大字下野田○○○
電話番号 ○○○○ — □□□□ — △△△△
担当者名 総務課 上野田 太郎
記載者連絡先 ○○○○ — △△△△ — □□□□

月64時間以上の労働が必須です。
複数の勤務先をあわせて64時間以上となる方は、勤務先ごとに添付してください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労生高志者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	吉岡 花子 生年月日 1990 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 月間 160 時間 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含む。 時間数に休憩・残業時間を含む。	年月 2025 年 12 月 年月 2026 年 1 月 年月 2026 年 2 月 20 日/月 160 時間/月 20 日/月 160 時間/月 20 日/月 160 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2026 年 3 月 21 日 ~ 2026 年 6 月 26 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 6 月 27 日 ~ 2027 年 4 月 30 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 5 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 5 月 1 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	注*保護者の方が記入してください。 保護者記載欄	児童名 吉岡 花美 生年月日 年 月 日 施設名 ○○保育園 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 吉岡 次郎 生年月日 年 月 日 施設名 ○○保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)
	追加記載事項欄	自営業・農業の方は、就労状況を知る第三者の方(親族以外)の証明を受けていただくか、就労の事実が分かる根拠書類の提出が必要です。 (事業主の場合)確定申告書の控え、住民税申告書の写し、事業開始届等の写し等 (事業専従者の場合)源泉徴収票、直近の給与明細書、賃金台帳、給与の振込が確認できるもの等 中(第一希望)
20	自営業・農業の方	第三者(親族以外)の証明 ☐ 有 ☐ 無 (就労の事実のわかる根拠書類の提出が必要です。) 第三者証明 住所 氏名 電話番号 事業所名・役職等